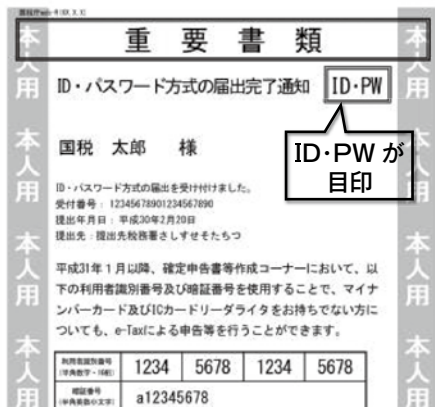


## 平成30年分確定申告に関する園部税務署からのお知らせ

### 1. 「ID・パスワード」で確定申告が変わります！今年は自宅で楽チン申告！



左の届出完了通知をお持ちの方は、自宅のパソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を簡単に送信（提出）できるようになりましたので、自宅での申告をおすすめします〔カードリーダーライター不要、源泉徴収票などの添付書類の提出も不要（注）〕。

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って必要な項目を入力すれば、税金の額を自動的に計算でき、計算誤りの心配もありませんので、ぜひとも利用してください。

（注）住宅ローン控除、譲渡所得に係る添付書類など一部の書類は提出が必要です。

### 2. 相談が必要な人へ

#### 【電話での相談】

- ・税法の取り扱いなどに関する問い合わせ

TEL0771-62-0340（園部税務署）

受付時間：月～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時

- ※自動音声によりご案内しますので相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

- ・国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の操作方法などに関する質問

TEL0570-01-5901（全国一律市内料金）

受付時間：月～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時

#### 【申告会場の案内】

##### ◆給与所得者（サラリーマン）や年金受給者のための還付申告会場

会場名	開設期間	開設時間など
ガレリアかめおか 1階コンベンションホール	2月5日（火） ～8日（金）	相談受付時間 午前9時30分～午後3時 開設時間 午前9時30分～午後4時 ※昼休みの時間帯は、少人数の職員で対応していますのでご了承ください。

※本年は、開設期間を上記のみに変更しておりますので、注意してください。

※上記の会場では「土地・建物・株式などを売却された所得」、「山林所得」、「贈与税」や「相続税」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、税務署までお越しください。

##### ◆園部税務署内に開設する申告会場

2月18日（月）から3月15日（金）まで（土、日曜日を除く）、園部税務署内に申告会場を開設します。申告相談の受け付けは午後4時までになりますので注意してください。

各会場とも大変混雑いたします。  
混雑状況により早めに相談受け付けを終了する場合がありますので留意してください。  
ご自身で申告書などの作成をお願いしておりますので、青色決算書、医療費控除明細書など自宅で作成できるものは、前もって準備をお願いします。  
なお、各会場とも作成された確定申告書の計算の確認（検算）は行っていません。

### 3. 災害により被害を受けた人へ

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、雑損控除または災害減免法による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税および復興特別所得税の全部または一部を軽減できる場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

問 園部税務署 TEL0771-62-0340（代表）

※自動音声のアナウンスに従い操作してください。

市役所 1階税務課市民税係（9・10番窓口）

TEL25-5012・25-5011

（税務課）